

社会福祉法人清香会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清香会（以下「本法人」という。）定款第9条と第24条の規定に基づき、本法人の役員（理事及び監事）、評議員の報酬及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条に基づき、本法人評議員選任・解任委員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは定款第6条第2項に規定する者をいう。
- (4) 常勤役員とは、評議員会の決議により選任された役員のうち、本法人を主たる勤務場所とし、週1日以上出勤する者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬等、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費等であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本法人は、役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員については、本規程第4条に定める報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、本規程第5条に定める報酬を支給する。
- (3) 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。
- (4) 評議員選任・解任委員には、本規程第5条に定める報酬を支給する。
- (5) 本法人の事業所に勤務する管理者または職員が、常勤及び非常勤役員等を兼務する場合にあって、給与の支給を受けている者については、報酬は支給しない。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、常勤理事としての理事長と業務執行理事について、基本は週1回以上の出勤とし、報酬額は別表1のとおりとする。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員並びに評議員そして評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。

(報酬の支払い方法)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、次の各号により定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みとする。ただし、その日が土日、祝祭日に当たるときは、職員給与規程第12条第1項に準じた日にする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に最初に参加したときに、現金により支給する。非常勤役員等とは、非常勤役員(理事・監事)、評議員、評議員選任・解任委員をいう。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その支払うべき金額からその金額を控除して支払うものとする。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年6月20日から施行する。
2. 平成23年4月1日から施行の役員報酬規程は、平成29年6月19日を以て廃止する。
3. 規程の一部改正 平成29年6月20日より適用する。

別表1（第4条関係）

名 称	報 酬
理事長報酬	月額 30,000円
業務執行理事報酬	月額 30,000円

別表2（第5条関係）

名 称	報 酬
理事報酬	年額 10,000円
評議員報酬	年額 10,000円
評議員選任・解任委員報酬	1日 10,000円

※ 評議員選任・解任委員会の委員は、出席1日につき10,000円を報酬として支払う。但し、年間10,000円を限度とする。